

平成24年度
第1回
東京都森林審議会議事録
(平成24年7月11日)

東京都森林審議会事務局

東京都産業労働局
農林水産部森林課

(午後 3時00分 開会)

○事務局 それでは、定刻となりましたので、ただいまから平成24年度第1回東京都森林審議会を開催いたします。

私は、本審議会の進行役を務めさせていただきます、農林水産部森林課の異でございます。よろしくお願いいたします。

委員の皆様には、お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます

議事に入ります前に、本日の委員の皆様の出席状況でございますが、現在、審議委員総数14名中、その過半数を超える9名の委員にご出席いただいております。東京都森林審議会運営要領第4の第1項の規定により、本審議会は有効に成立しておりますことをご報告いたします。

次に、お手元に配付してございます資料について、ご案内させていただきます。

上から、会議次第、ホチキスどめになっておるものでございます。1枚おめくりいただきまして、資料一覧、次が委員名簿、続いて、座席表、東京都森林審議会運営要領でございます。続いて、A3の横長、第1号議案である、森林法第10条の2に基づく林地開発変更許可申請の概要でございます。続いて、資料1、諮問文の写しでございます。続いて、資料2、森林法等抜粋及び森林審議会への諮問を必要とする林地開発許可案件でございます。続いて、資料3、林地開発許可変更申請基準適合状況でございます。続いて、資料4、青い冊子でございますが、森林法に基づく林地開発許可申請の手引。続いて、資料5が森林審議委員の皆様からのご質問と回答でございます。

不足等があれば、お申し出いただきたいのですが、大丈夫でしょうか。

では、本審議会の開催に当たりまして、農林水産部長よりごあいさつ申し上げます。

○津国農林水産部長 農林水産部長の津国でございます。委員の皆様におかれましては、お忙しい中、また、本当にお暑い中、本審議会にご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

既にご案内のとおりでございますけれども、多摩の森林は、木材の生産ですとか水源の涵養、都民の憩いの場の提供など、私たちの生活にとって欠くことのできない貴重なものとなっております。例えば、間伐ですとか、スギ花粉発生源対策などのほか、林道整備等の基盤整備も行い、森林整備に取り組んでいるところでございます。今後ともこうした取り組みを着実に実施し、引き続き、都民共通の財産である多摩の健全な森林の育成に努めてまいり所存でございます。

本審議会は、こうした森林の育成に不可欠な地域森林計画ですとか、開発の許可など、森林法の施行に係る重要事項を審議いただいております。本日は、本年2月に予定しておりました林地開発の許可に関する諮問が議題となっております。委員の皆様におかれましては、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。簡単ではございますが、私からのごあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、ただいま、土屋委員がご出席いただきましたので、本日の出席は、土屋委員を含め、10名ということで訂正させていただきます。

では、次に、本日のご出席の委員の方々及び都の幹部職員をご紹介します。

お手元の委員名簿及び座席表をごらんください。

正面にお座りの鈴木会長でございます。

向かって右側から、會田委員でございます。

石野田委員でございます。

井上委員でございます。

条委員でございます。

木下委員でございます。

久保田委員でございます。

小峰委員でございます。

土屋委員でございます。

松本委員でございます。

なお、本日、臼井委員、河村委員、坂本委員、羽生委員は、都合により欠席となっております。

引き続きまして、都の幹部をご紹介します。

座席表をごらんください。

まず、産業労働局から、ただいまごあいさつのありました津国農林水産部長でございます。

斉藤森林課長でございます。

次に、環境局から、自然環境部、横山緑環境課長でございます。

多摩環境事務所、柳澤自然環境課長でございます。

以上でございます。

それでは、これより議事に移らせていただきます。議事進行につきましては、鈴木会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○鈴木会長 鈴木でございます。審議が滞りなく円滑に進みますよう、皆様のご協力をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

まず、審議会運営要領第5の第2項の規定に基づき、議事録署名委員を指名したいと思います。會田委員、松本委員、お願いできますでしょうか。

(了承の声)

○鈴木会長 よろしく申し上げます。それでは、後ほど、議事録の確認をお願いいたします。

次に、審議会の公開について、お諮りしたいと思います。

審議会運営要領第6の第1項では、当審議会は公開が原則となっております。公開に

関して、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○鈴木会長 それでは、本審議会は公開させていただきます。

それでは、申し出があった傍聴者の方の入場をお願いいたします。

(傍聴者 入場)

○鈴木会長 傍聴の方は、傍聴券の裏側に書いてあります注意事項を遵守の上、静粛に傍聴をお願いいたします。

それでは、諮問事項の審議に入らせていただきます。事務局より、諮問文の朗読をお願いいたします。

○横山緑環境課長 皆様、資料1をごらんください。

23環自緑第1144号。

東京都森林審議会あて。

成木開発株式会社採石拡張工事について、森林法第10条の2第6項の規定に基づき、諮問する。

平成24年1月12日。

東京都知事、石原慎太郎。

以上でございます。

○鈴木会長 ありがとうございます。

ただいまの知事からの諮問をお受けし、それにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

○横山緑環境課長 それでは、諮問内容につきまして、引き続き、説明をさせていただきます。

資料2をごらんください。

今回、森林審議会に諮問させていただいている根拠について、ご説明を申し上げます。

資料の左側をごらんください。

森林法第10条の2第1項により、地域森林計画の対象となっている民有林で一定規模以上の開発行為をしようとする場合は、都道府県知事の許可を受けなければなりません。

また、左側の一番下でございますが、同第6項により、その場合、「都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない」と規定されております。

本件の場合、関係市町村は青梅市でございますが、特に意見はない旨の回答を得ているところでございます。

続きまして、右側にお移りください。

右側には、森林審議会への諮問を必要とする案件として、東京都林地開発事務処理基準第9を図示させていただいております。

この基準により、本件の場合は、平成12年に当審議会にお諮りした案件の変更に当

たりますので、中段にございます「既に諮問された案件の変更許可」に該当いたします。

また、「変更による許可面積の増が1ヘクタールを超えるもの」に該当するため、今回、諮問させていただいているところでございます。

続きまして、第1号議案、事業者が作成いたしました、A3横長の厚い資料でございます。森林法第10条の2に基づく林地開発変更許可申請の概要の1ページをごらんいただければと思います。

最初に、1の1として、本件採石事業の拡張申請理由を記載させていただいております。

事業者は、昭和43年以降、首都圏の道路整備、国内及び三多摩地区の発展に伴う建設資材の供給の一翼を担い、西多摩地区の地域振興に寄与してきたところでございます。近年、近隣の採石場も終了し、今後の需要に対し、果たす役割は大きいと見込まれていることから、事業区域を拡張して、生産を継続するとしてございます。

森林法においては、昭和50年6月に許可を取得し、現在、平成12年2月の森林審議会の審議を経まして、平成27年12月までの事業計画を取得しているところでございます。

右側をごらん願います。

1の2、事業の概要でございます。

申請者は、青梅市の成木開発株式会社でございます。事業地は、青梅市成木五丁目1390番ほか30筆でございます。事業区域の面積は、61.2566ヘクタール、採取期間は、当初、4期20年で計画しておりましたが、今回、森林再生事業の協定内容に一部かかる部分がございますので、その部分を除きまして、3期13年で、年間の採取量は35万7,000トンを予定しているところでございます。

続いて、2ページをごらんください。

事業区域の位置でございます。

赤い実線が、今回申請の事業区域でございます。J R青梅線の東青梅駅の北西5キロメートルの山地に位置しているところでございます。

続きまして、3ページをお開き願います。

こちらが事業区域の現況でございます。

右が事業区域内及び周辺の航空写真、平成18年に撮影したものでございまして、標高170メートルから400メートルの山地でございます。成木川、北小曾木川の合流点となっております。植生は、スギ・ヒノキの植林が大半でございます。尾根にコナラ群落、モミ群落が点在しているところでございます。

水色の、青の実線が、現在の事業区域でございます。同じく水色の点線が現在の採掘区域でございます。また、オレンジ色の実線が今回の申請事業区域でございます。同じくオレンジ色の破線、点線が今回の申請の採掘区域となっております。

続いて、4ページをごらん願います。

現況の写真をお示ししてございます。

撮影位置につきましては、次の5ページに図示させていただいているところですが、4ページ一番上の①が全景でございまして、現在の事業区域東側の頂上部から、拡張を予定しておる西側を展望したところでございます。資料②はプラントの施設の方向、また、③、④につきましては事業所の入口の搬出路、⑤、⑥が沈砂池、調整池の写真でございます。⑦が現在の造成森林の状況でございます。

続きまして、議案の6ページをごらんいただければと思います。

本件の許可を受けた場合の着手時点の現況でございまして、変更前の土地利用計画図としてございます。

赤茶色の部分がベンチのり面。緑色の網掛けをしてある部分、図ですと、左下から上部の部分に網掛けをした部分がございます。この部分が、今後、伐採し、採掘していく開発予定森林となっております。

続きまして、7ページをごらん願います。

ご確認いただきました6ページを採掘しまして、13年後の土地利用計画図をお示ししてございます。

現在の土地利用計画から掘削区域を西側へ拡張し、調整池を2カ所新設し、東側は埋戻しを行っているということをお示ししてございます。

続きまして、議案8ページをごらんいただければと思います。

こちらのページが計画概要の総括表となっております。

まず、事業区域でございまして、左上の部分でございます。全体で61.2566ヘクタールとなっております。恐れ入ります、9ページを少しおめくりいただければと思います。9ページでお示ししているこの全体の図の一番外側の部分に、多少細かい線ではございますが、赤い枠をつけさせていただいております。現在の61余ヘクタールにつきましては、この外側の赤い区域内をお示ししてございます。

続きまして、8ページにお示ししてあります開発行為に係る森林面積、先ほどの61ヘクタールの横の部分でございますが、20.2709ヘクタールでございまして、岩石の掘削を行う区域でございます。9ページをおめくりいただければと思います。9ページの図ですと、既にこれまでに開発された面積に、この図でお示しした③の部分、5.5841ヘクタールを加えたものが、ただいまご説明いたしました20.2709ヘクタールに該当するものでございます。

大変恐縮でございます。もう一度、8ページのほうにお戻りいただければと思います。

その右に移りまして、残置する森林でございますが、残置する森林は34.3983ヘクタールでございまして、先ほどの、同じく9ページの図でいきますと、薄く緑色がかった部分が残置森林、①に当たる部分でございます、となっております。

そのほか、8ページには、13年後、掘削が終了した段階での目的別の面積割合をお示しさせていただいております。

一番下の段でございますが、こちらは13年を3期に分けまして、それぞれの期ごとの開発面積をお示しさせていただいているところでございます。

続きまして、10ページに移らせていただきます。

拡張事業計画の内容をまとめてございます。

左側をごらんください。

現況でございますが、地形は標高170メートルから350メートル、平均傾斜度は25度、地質、基岩は硬質砂岩、土壌は褐色森林土でございます。林況は、スギ・ヒノキの人工林が大半を占めておりまして、一部、モミ・コナラの天然林が見られます。

開発行為の内容でございますが、開発面積5.5841ヘクタールを拡張し、3期13年間で463万6,000トンの岩石採取を行う計画となっております。

次に、その下、13年後の残置森林、造成森林をお示ししてございます。残置森林が61.5パーセント、造成森林が4.5パーセントとなりまして、森林率が66パーセントとなっております。

次に、残置森林などの管理でございますが、スギ・ヒノキ植林地が大半を占めており、広葉樹との混交林への林相転換を図るといたしまして、年1回の下草刈りを行うとしてございます。

また、跡地利用計画は、現在のところ、未定となっております。

続きまして、周辺地域における住宅、道路、公園、その他の施設の状況でございますが、北側の成木街道、南から東に通ってございます都道下畑軍畑線沿いに民家が点在してございます。教育・福祉・病院施設等は、事業区域入口より500メートルのところに、成木図書館・成木市民センター・成木診療所がございます。

続きまして、右側に移らせていただきます。

地域の水需要の状況でございますが、成木川上流に成木浄水場がございまして、市営水道が設置されてございます。事業区域周辺の成木川、北小曾木川の飲料水利用はございません。

次に、周辺住民、土地所有者、公共施設管理者などの同意取得等の状況でございますが、地元の五丁目、八丁目自治会などの同意を得ており、地元、青梅市とは公害防止に関する協定を締結してございます。公共施設管理者、土地所有者の同意も取得してございます。

続きまして、土工関係でございます。切土量が357万立方メートル、残土量、盛り土量でございますが、こちらが115万5,000立方メートルで、切土ののり面が硬い岩でございますので、傾斜55度で、高さ10メートルごとに3メートル幅の小段を設けてございます。盛り土ののり面につきましては、勾配30度で、高さ5メートルごとに2メートルの小段を設ける計画となっております。

次に、11ページにかけて、雨水排水施設について、ご説明をしてございます。事業区域を二つの区域に分けまして、30年確率降雨強度に対応するよう、2カ所の沈砂池、

調整池を向ける計画となっております。失礼いたしました。こちらは11ページにかかっておりますので、適宜、ごらんいただければと思います。いずれも、安全率1.2以上の計画としてございます。

続きまして、11ページ中ほどからでございます。8としてございますが、本件事業の遂行に必要な許認可などを掲載してございます。

3段目にございます、東京都における自然の保護と回復に関する条例でございますが、本年5月29日に、自然環境保全審議会の本審議会において、許可相当の答申を受けてございます。

また、4段目に記載してございます、東京都環境影響評価条例につきましては、本年1月6日付で、環境影響評価書案審査意見書が知事から提出されてございます。

さらに、河川法につきましては、右側にございますとおり、専用許可放流の承認を受けておりまして、今回の拡張計画に伴い、平成23年4月に変更の承認を既に受けているところでございます。

続きまして、12ページにお移りください。

先ほど、13年間で3期に分けて進めるといふふうにご説明をいたしました、それぞれの期別の進捗状況を図示させていただいたところでございます。

こちらにつきましては、13ページ以降で詳細にご説明させていただきますので、13ページをごらんいただければと存じます。

まず、13ページでございますが、着手時の事業区域の状況を図示した資料でございます。東側につきましては、これから標高161メートルまで掘り下げる予定でございます。こちらから拡張する西側部分、網掛けの部分でございます、を掘削する標高は325メートルになります。

続きまして、14ページにいきますと、先ほど、13ページで網掛けだった部分を掘り下げまして、第1期5年間で終了した時点になります。南西に4.7641ヘクタールの開発を進めまして、調整池をA、B、2カ所新設。採掘区域は、全体で24.7997ヘクタールとし、標高が325メートルから215メートルまで掘削したところでございます。逆に、東側につきましては、161メートルまで掘削した後、200メートルまで埋め戻しを行ったところでございます。

続いて、15ページをお開きください。続く第2期5年間で終了した時点の状況を図示したものでございます。拡張いたしました南西部の採掘が175メートルまで行われまして、東側では、逆に、盛り土が205メートルまで進んだところでございます。

次の16ページが第3期に当たりまして、15ページと比較しますと、さらに北西側へ0.82ヘクタールの開発を進めまして、採掘区域を25.6197ヘクタールとし、標高が315メートルから205メートルまで採掘、南西側につきましては205メートルまで埋め戻しを行いまして、残壁犬走りの植栽を行ったところを図示させていただいているところでございます。

続きまして、17、18ページでございます。

こちらが、まず、17ページでございますが、断面位置を示してございまして、その断面位置で切った断面図を18ページにお示ししてございます。

18ページの斜線の部分が切土でございまして、赤の斜線、紫の斜線、緑の斜線の順に採掘を進めていきまして、黄色の埋戻し部分というものをを行うということでお示しさせていただいているものでございます。

続きまして、19ページをごらんいただければと思います。

こちらから排水計画をお示ししてございます。

雨水は直接河川に流れ込まないように、洪水調整池、沈砂池に集水しまして、流量を調整した後、河川に放流する計画となっております。採石製造工程で発生する汚濁水については、汚濁水処理施設において汚泥分を除去した後、処理水をプラント内で循環再利用いたします。現在ある既存の洪水調整池・沈砂池は、30年確率降雨強度及び1ヘクタール当たり300立方メートルの流出土砂量に対応して設置されてございます。拡張に当たり、現在の開発区域を賄うA調整池、拡張する区域の雨水を賄うB調整池を新設する計画となっております。

A調整池からの放流水につきましては、既設の暗渠放流管、集水枡、沈砂池を経て成木川に放流する予定でございます。B調整池の放流水は、新設する暗渠管、素掘側溝などを経て、A調整池と合流する既設の集水枡を通じて、同様に成木川に放流する予定でございます。A、B調整池は、着手後5年以内に完成させ、現在の調整池は、完成後、埋め戻す計画となっております。

管理につきましては、堆積土砂のしゅんせつは年1回とし、定期的に点検することにより、状況に応じて、適宜、しゅんせつを実施し、維持管理を行う予定でございます。

現在、ご説明いたしました調整池の説明につきまして、20ページに調整池の場所、放流箇所、放流管などの位置をお示ししてございます。

また、続く21ページにはA調整池の計画図、続く22ページにはB調整池の計画図を図示させていただいております。

また、続く23、24ページでございますが、こちらには排水施設の詳細図をお示ししてございます。A、B調整池は、調節容量、沈砂容量とも、安全率1.2以上の設計となっているところでございます。

最後に、25ページをごらんください。

こちらに植栽標準図をお示ししてございます。

上が切土部の犬走り部分の植栽の断面図と平面図、下が盛り土部の断面図と平面図でございます。犬走り部分は土が流れ出ないようにカットし、客土してコナラ、アカマツなどの苗木を3平方メートル当たり1本植栽いたします。また、メドハギ、イタドリなどを播種いたします。盛り土部の犬走り部分も同様に植栽をする予定でございます。残置森林は、定期的に林縁部のつる切り、下刈りを行うとともに、間伐を行うとしてござ

います。

概要につきましての説明は以上でございますが、続きまして、資料3をごらんいただければと思います。

資料3でございますが、この変更許可申請が許可基準に適合しているか否かにつきまして整理をさせていただきました資料でございます。林地開発許可変更申請基準適合状況でございます。

森林法及びこれに基づいて定められております都の実施要領の許可基準の項目と、その内容及び本計画の内容を突合させていただいております、その結果として、基準に適合しているか否かをお示ししてございます。

なお、実施要領の許可基準につきましては、資料4、森林法に基づく林地開発許可申請の手引に記載させていただいているところでございますので、後ほどごらんいただければと思います。

それでは、順次、ご説明させていただきます。

まず、1段目でございますが、森林法第10条の2第2項において、都道府県知事は、前項、ここでいう前項とは「林地開発をしようとする者は都道府県知事の許可を受けなければならない」という条項でございますが、この許可の申請があった場合において、次の各号、次の各号というの一番左端に書いてございますが、第1号から第3号までのいずれにも該当しないと認められるときは、これを許可しなければならないと規定されているところでございます。

それでは、第1号、災害の防止について、順次、説明させていただきます。

1、切土、盛り土又は捨土のうち、工法についてでございますが、本件の場合切土ですので、基準としては、原則として階段状に行うなど、のり面の安定が確保されることが基準となっております。本計画においては、先ほどご説明いたしましたとおり、山腹を階段状に採掘していくベンチカット工法ですので、結果として適合しているというふうな判断をさせていただいているところでございます。

次に、1段飛ばして、のり面の勾配でございます。基準では、切土に対する標準のり面の勾配は、かたい岩の場合、73度から51度となっております。本計画の場合、勾配が55度ですので、基準に適合しております。一部、排土石の盛り土に対する標準のり面の勾配でございますが、岩塊の場合、34度から29度となっております。本計画の勾配が30度でございますので、基準に適合してございます。

続きまして、のり面における小段でございます。基準は、切土高が10メートルを超える場合には、原則として高さ5メートルないし10メートルごとに2メートル以上の小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設けられることとなっております。本計画では、切土高10メートルごとに3メートルの小段が設置されておりますので、適合していると考えてございます。

なお、盛り土につきましても、盛り土高が5メートルを超える場合には、原則として

高さ5メートルごとに2メートル以上の小段が設置されるほか、必要に応じて排水施設が設けられることとなってございまして、本計画は5メートルごとに2メートルの小段が設置されておりますので、適合していると判断しているところでございます。

続きまして、1段お飛ばしいただきまして、擁壁の設置箇所についてでございます。本件は硬質砂岩の硬岩盤であるため、擁壁の設置は必要なしということとしております。

続きまして、2、えん堤等についてでございますが、こちらも硬質砂岩の硬岩盤のため、設置の必要はなしということでございます。

続きまして、3、排水施設の構造でございますが、基準のとおり、河川管理者の同意を既に得ているところでございます。

2ページをお開き願います。

4、洪水調整池等についてでございますが、基準の中段にありますように、30年確率で想定される雨量強度における開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであることとございます。本計画の場合、先ほどご説明いたしましたとおり、30年確率雨量強度に対応できる洪水調整池を設置しますので、基準に適合するとしてございます。

次に、少し先に行きまして、第2号、水の確保に移らせていただきます。本計画の場合、開発行為地に隣接して流れております成木川の当該地よりも上流部分に東京成木浄水場がございまして、上流部であり、問題ございませんので、水量確保の措置は必要ないということになります。

続きまして、第3号、環境の保全の1、残置森林についてでございますが、土石等の採取の場合、残置森林率、森林率の基準は設けられてございません。参考といたしまして、工場事業場の設置や残土処分の場合、森林率はおおむね35パーセント以上とするとされてございますが、本計画の場合、森林率は66パーセントとなっておりますので、十分な数値と考えられ、適合していると判断してございます。

次に、幅と配置についてでございますが、基準では、原則として周辺部におおむね50メートル以上の残置森林または造成森林を配置するとなっております。本計画の場合、周辺部に幅30メートルから300メートル、平均いたしますと幅90メートルの残置森林が配置されてございまして、基準を上回ってございます。

続きまして、2、造成森林についてでございますが、基準では、樹高1メートルの場合、1ヘクタール当たり2,000本、樹高2メートルの場合、同1ヘクタール当たり1,500本などとなっております。これを換算いたしますと、樹高1メートルの場合、5平方メートル当たり1本植えることとなり、本計画では樹高0.5メートルの高木を3平方メートル当たり1本植栽いたします。樹高につきましては、採石場の環境から妥当と考えられ、密度により、基準より濃く植栽されますので、適合していると判断をいたしているところでございます。

3ページをお開き願います。

こちらからは一般事項となっております。

2、開発行為に係る森林について開発行為の実施の妨げとなる権利を有するものの同意についてでございますが、基準では、申請者が3分の2以上の同意を得なければなりません。本件につきましては、自社所有地と民有地で、同意書は取得済みでございます。

続きまして、4、開発行為又は開発行為に係る事業の実施についての法令等の許認可などについてでございますが、基準では、当該許認可等がなされているか、またはそれが確実であることとなっております。先ほどお示しいたしましたとおり、関係ある法令等については許認可済み、または確実に見込まれる状況となっております。

続いて、5、信用関係と6、資金の調達についてでございますが、成木開発株式会社は昭和43年に設立され、採石業として登録されており、基準は満たしていると考えてございます。なお、資金の調達については、自己資金の銀行残高を確認させていただいております。

次に、8、全体計画との関連の明確さでございますが、本計画では、3期13年の全体計画を策定しており、全体計画との関連性は明確にされてございます。

次に、11、周辺地域の住民の生活及び産業活動への配慮についてでございますが、青梅市との公害防止協定を締結しているほか、地元自治会とも採石公害対策委員会を設け、同意も得ており、地域への配慮がなされた計画となっております。

以上、主な項目についてご説明いたしました。都としては基準に適合している計画であると考えているところでございます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○鈴木会長 ありがとうございます。

ただいま、諮問内容についてのご説明をいただきました。委員の方から、事前に質問をいただいている部分があります。それについて、事務局からご説明をお願いいたします。

○横山緑環境課長 それでは、引き続き、事前にいただいておりますご質問につきまして、ご説明をさせていただきます。

資料5をごらん願います。A4横長の資料でございます。

まず、井上委員からのご質問でございます。

1、造成森林について。植栽樹木、植栽本数は、25ページの植栽標準図にございますように、コナラ、アカマツなどの事業区域周辺に生息している樹種を、3平方メートル当たり1本植栽することとしてございます。基準では、樹高1メートルの場合は5平方メートル当たり1本となっておりますが、採石場の環境から樹高0.5メートルの苗木を密度を上げて植栽することとしてございます。

苗木の活着率についてでございますが、カモシカによる食害、ススキ等による被圧によりまして、アカマツの場合は約70パーセント、コナラ、ヤマザクラ等の広葉樹については約40パーセントとなっております。また、成長の状況についてでございます

が、アカマツは植栽後15年で約5メートル、コナラは植栽後17年で約7メートルとなつてございます。

続きまして、2、残置森林の管理の方法についてでございますが、残置森林はスギ・ヒノキの植林地が大半を占めてございまして、管理不足による衰退が懸念されていることから、事業区域東側のスギ・ヒノキ植林、2.59ヘクタールの部分につきまして、広葉樹との混交林への林相転換を実施するとなつてございます。

間伐については、適宜、区域を定めまして、12月から2月の期間で実施してまいります。

現状において特に問題が生じていない、モミ、コナラ、シラカシなどの群落につきましては定期的に観察をさせていただき、植生を退行させる要因となるクズ等の繁茂により状況が悪化する兆候がある場合には、速やかに刈り取るなどの対策を行います。

続きまして、木下委員からのご質問について、ご説明をいたします。

1、全体計画と今後の拡大についてでございます。従来から、採石事業につきましては、おおむね20年間の採掘計画を立て、許認可を取得しながら、事業を進めているところでございます。計画期間の終了、あるいは採掘量がなくなってきた段階において、再度、社会情勢を勘案し、事業計画を見直し、拡張を行つてきてございます。今回、20年間の事業計画を立案しましたが、期間13年間の申請となりました。

事業者としては、今後も情勢により拡張を考えているところでございます。

続きまして、2、公益的機能別施業森林区域の内外と機能の維持増進のための区域可否かというご質問でございますが、公益的機能別施業森林の区域内に当たります。

当該区域の公益的機能は、①水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林、②といたしまして、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林に該当してございます。なお、これらにつきましても含め、市からの同意を受けているところと考えてございます。

次に、3、許可申請者の信用に関しては、信用関係と資金の調達でございますが、先ほどご説明いたしましたとおり、成木開発株式会社は昭和43年に設立され、採石業として登録されており、基準は満たしているものと考えます。また、自己資金の銀行残高の確認をしてございます。

続いて、4、雨水排水施設の安全率についてでございますが、資料4、林地開発許可申請の手引に記載されております、技術基準に基づきまして、必要調節容量、必要沈砂容量、雨水流量等の算出をしております、申請書に設計計算書等を添付させていただいております。なお、安全率につきましては、1.2以上あればよいとしてございまして、安全率は1.2以上を確保しているところでございます。

説明は以上でございます。

○鈴木会長 ありがとうございます。

事務局からの説明は以上ということですが、本件につきまして、さらにご意見、ご質

間などがございましたら、委員の方、どなたでも結構ですので、伺いたいと思います。何かございますでしょうか。ご意見、ご質問。

○土屋委員 2点あるのですが、一つは、まず、井上委員からの質問に対して、カモシカの食害等ということが書かれておりましたが、造成森林にシカの食害等は考えられないのでしょうか。もしくは、それに対する防護処置のようなものはとる計画がおりなのかというのが1点です。

それから、もう1点は、一応、基準の適合状況のところ、景観の対策ということではクリアということになってはいますが、かなり西側のほうに開発が及んでいて、これまではほぼ集落のほうから、特に南側の集落のほうからは全く開発が見えなかったと思うのですが、尾根を越えてきているので、景観的な影響がどれくらいあるのかというのがよくわからないところなのですが、その景観の影響が特にないというふうにとらえた根拠をちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○横山緑環境課長 失礼いたしました。シカについての食害については当然考えられるということで、その場合については、状況を見て、また播種を行って、それらの対策を講じるというふうにされてございます。

また、景観についてでございますが、アセスのほうの質問にもそのような状況での同様のご質問があったということが確認されましたが、市のほうからはその部分については問題がないということで回答を得たということで、今、確認をとらせていただいたところでございます。

○土屋委員 市が判断したということですか。

○横山緑環境課長 失礼いたしました。市として、そのような配慮をお願いするというのを、市としての依頼といいますか、お願いということで意見が出たということで、それに対して可能な限り配慮していくというところのお話が出たと。

○土屋委員 そうですか。それが事実か。要するに、もうちょっと、尾根があって、尾根を削ってしまうので、稜線が多分かなり削れるのですよね。

○鈴木会長 向こうが見えてくると。今までは手前のほうで隠れていて、裏側だったものが、南側の集落から見えてくることが想定されるけれども、それは検討されましたかという、そういうお尋ねですか。

○土屋委員 そういうことです。

○横山緑環境課長 景観について、質問というか、意見でございますが、代表的な眺望地点からの可視領域の緑化に特に配慮をいただきたいという趣旨、繰り返します、代表的な眺望地点からの可視領域の緑化に特に配慮をしてほしいというような要望に対しまして、事業区域及びその周辺の地形から、事業区域の残壁面が見える地点につきましては、限定的ですが、代表的な眺望地点として設定した地点からは残壁面が見えますので、これらから見える残壁面の緑化に関して、特に配慮をしていきますと。

具体的な環境保全措置として、採掘終了後の残壁及び盛り土造成地の小段の部分につ

きましては積極的に緑化を行って、樹林の早期回復を目指すことによりまして、修景、景観の修繕という意味での修景を図ってまいります。緑化に当たっては、良質な表土を客土として充当し、植栽基盤を整備し、苗木植栽及び種子の散布を実施いたします。ということで回答をいただいているところでございます。

○土屋委員 わかりました。

○鈴木会長 ほかにお尋ねはございますでしょうか。

○小峰委員 従来の植栽区域がベンチのところに、写真で見えるのですけれども、ここは事業区域の拡張によって、今まで造成していたところというのは影響はないのですか。残るのですか。

○横山緑環境課長 ベンチのり面のところ。

○小峰委員 この航空写真が見えますよね。そこに植栽してある区域が見えるのですけれども、今度、拡張して、そのことによって、この今まで植栽したところというのは影響はないのですか。

○横山緑環境課長 当然、一部、また掘削をして、さらにそのり面をまた作り、そこに植栽をしていくという形は出てきます。

○小峰委員 中に入っていきますよね。だから、今まで植栽したやつは、要するに、今までの景観的なもので、もう一回やり直すという、こういうこと。

○横山緑環境課長 やり直すという趣旨です。

○小峰委員 要するに、また同じことをやるということですよ。

○横山緑環境課長 おっしゃるとおりでございます。

○鈴木会長 ほかに何かございますか。

○井上委員 質問させていただいた2点のところなのですけれども、活着率がやっぱり、場所的なこともあって、食害もあるということで、若干悪い。また、成長も若干悪いかなど。今回については、特に景観上のということもあるので、補植ですとか、あとは下刈りの回数も1回で間に合わない、ススキ等の被害のあるところなどはより配慮した施業をしていただければいいのかなというふうに思います。

あと、2番のほうの残置森林のほうですけれども、全体34ヘクタールのうち、2.59ヘクタールについての林相転換の計画があるようですけれども、ぜひ残りのところについても、できる範囲で、スギ・ヒノキの放置林かと推察しますので、そちらのほうもあわせて管理していただければ、ありがたいなと思います。

○横山緑環境課長 はい。

○鈴木会長 よろしいでしょうか。ほかにございますでしょうか。

すみません、私のほうから1点だけ。

先ほどご紹介いただいた、木下委員からの質問事項の1です。順次、広げてきているけれども、今後も広げることがあり得るのかというのに対して、その先はわからないけれども、一応、当面は13年間で申請して、見ているというようなお答えでありました。

それに対して、もう一つは、資料3の適合状況のところの3枚目の一般事項です。一般事項のところの8番、全体計画との関連の明確さということで、「全体計画との関連は明らかであること」というのがあって、このときの全体計画というのが、13年間というのを全体計画というのか、従来の昭和50年から行われてきている一連を全体計画と見るのかと、そういうものの議論で、ここに基準というのがあるのかというあたりが、今のご説明の範囲内だけだとちょっと明確でもないところがありますので、念のために、そのところの見解というのか、この基準というところの8番の全体計画というものの意味合いというのを、木下委員のご質問の1番とか、あるいは今のところの本計画の13年を全体計画として位置づけている、このあたりを絡めたところでご説明いただいております。

○横山緑環境課長　ここで言うております全体計画というのは、今回の場合、13年になりましたが、通常ですと20年の計画を指してございますので、今回の場合は13年の計画ということになるかと思っております。

その中で、それぞれ期分けをしてございまして、それぞれの期ごとの、通常ですと5年ごとに4期に分けて20年というふうになるわけですが、その20年を4期に分け、あるいは今回の場合ですと13年を3期に分けて許可をしていくという形の中で、その20年、今回の場合、13年の全体計画と、それぞれの期ごとの計画というものの関連が明らかになっていることというものを求められているものと勘案しております。

○鈴木会長　わかりました。一般的に考えれば、開発行為というのは、長期にわたっても、丸ごとで1個という見方もありますので、そういう理解もあろうかと思っておりますが、この場合の現在の東京都の考え方は、20年及び13年と、こういう一塊のものを現行計画と見て評価しているというご説明です。

それについての意見というのはあるかもしれませんが、ここで本日の検討である基準を満たしているかということであれば、このご提案のあった評価のとおりであろうかと思う次第であります。

すみません、もう1点、私のほうから。第1号議案という資料の16ページのあたりで、着手して何年目というところで、特に東側のほうで、もともと現況が標高170メートルぐらいのところ、だんだん残土が盛り立てられて205メートルまで上がっていくわけですね。このあたりは、盛り土の基準というのは検討してクリアしていることだと思いますが、昨年などの地震等で、高い盛り土はいろいろと宅地などを含めて問題が起きたという話も出ていますが、現在の基準をクリアしていたとしても、それで将来にわたってどうかということも、心配をし出したら切りがないとはいっても、ないわけでもないということもあろうかと思うのです。その辺で、基準はクリアしているとした上で、何か事務局側としてコメントがあればお願いします。特段なければ、ないで結構です。

○横山緑環境課長 盛り土の基準につきましては、宅地などにつきましては見直し等の動きが出ているということはございますが、特に今開発のような山地において、宅地等が隣接していない状況の中において、特に今回の震災以降、見直し等がされたかということについて言えば、見直し等は特になされておられません。

以上でございます。

○鈴木会長 わかりました。ありがとうございます。

ほかに。どうぞ。

○木下委員 2点なんですけれども、1点、ちょっと教えていただきたいのですけれども、第1号議案の10ページです。

右側にその他という欄があって、「特別な森林施業はしていない」と。この意味がちょっとわからないのですけれども、何を指して特別な施業をしていないと言っているのか。これは残置森林に特別な施業をしていないということであれば、ちょっと問題だなと思いますので、それが1点と。

その残置森林に関連して、資料3の3枚目のページですけれども、下のところの残置し又は造成する森林または緑地の管理のところなのですけれども、森林及び緑地に係る権利というところで、「森林は自社所有地と民有地である」ということなのですけれども、民有地については、先ほどの議案10ページのところで、土地賃貸借契約ということだと思うのですけれども、この賃貸借契約の場合、よくわからないのですけれども、いわゆる上物の扱いの権利ですね、権限、これがどのような形になっているのかということです。例えば、単に土地を借りているというだけであるのか、実際に上物について手入れをするために、切ったり、何がしかをしたりする権限までを有しているのかどうか。例えば、地上権を有しているとか、その辺の権利関係がどうなっているのかというのをちょっと教えていただきたいと思います。

○横山緑環境課長 まず、10ページのその他の部分でございますが、採石事業をしている会社でございますが、それ以外に特別な森林施業としての生業といいますか、業という形では行っていないという趣旨ということでございます。

それから、2点目の民有地の扱いでございますが、当然のことながら、木の伐採、あるいは掘削につきましても、当然、民有地につきましてそれらを行うことについて、了解といいますか、同意を得たという意味での契約といいますか、そういったものを得ているという中身でございます。

○木下委員 わかりました。

○鈴木会長 ほかに何かございますか。特にございませんでしょうか。

ほかにご意見、ご質問がないようでしたら、今回の諮問に係る林地開発変更許可申請については、原案どおり許可をするということとなります。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○鈴木会長 ありがとうございます。

それでは、以上をもちまして、本日の諮問案件の審議は終了いたしました。

それでは、答申文の作成を行っていきたいと思います。事務局、答申案の配付をお願いいたします。

(答申案配付)

○鈴木会長 それでは、事務局より、答申案の朗読をお願いいたします。

○斉藤森林課長 お手元の答申案につきまして、朗読させていただきます。

(案)

24東森審第1号。

答申書。

東京都知事、石原慎太郎殿。

平成24年1月12日付23環自緑第1144号で諮問のあった事項については、下記のとおり答申する。

平成24年7月11日。

東京都森林審議会会長、鈴木雅一。

記

成木開発株式会社採石拡張事業については、許可を適当と認める。

以上でございます。

○鈴木会長 答申案について、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声)

○鈴木会長 ありがとうございます。

ただいま、ご賛同が得られましたので、この答申案を本審議会の答申として決定いたします。

本日の審議会日程はすべて終了いたしました。

委員の皆様方には、議事進行にご協力いただきまして、まことにありがとうございました。

本日の審議が終了いたしましたので、ここで傍聴者は退席をお願いいたします。

(傍聴者 退席)

○鈴木会長 それでは、あとは、今後の日程等、事務局からあるかと思しますので、委員の方はもう少しお待ちください。

○事務局 鈴木会長、どうもお疲れさまでございました。ありがとうございました。

また、委員の皆様には、長時間にわたりご審議いただきまして、まことにありがとうございました。

引き続きまして、事務局より連絡事項がございますので、お願いいたします。

○斉藤森林課長 次の審議会でございますけれども、本年、秋ごろ、多摩地域森林計画の変更及び保安林指定の解除に関する議案を予定してございます。

改めまして、日程等は委員の皆様へご案内させていただきますので、どうぞよろしく
お願い申し上げます。

以上でございます。

○事務局 では、以上をもちまして、本日の審議会を閉会させていただきます。

どうもありがとうございました。

(午後 4時15分 閉会)